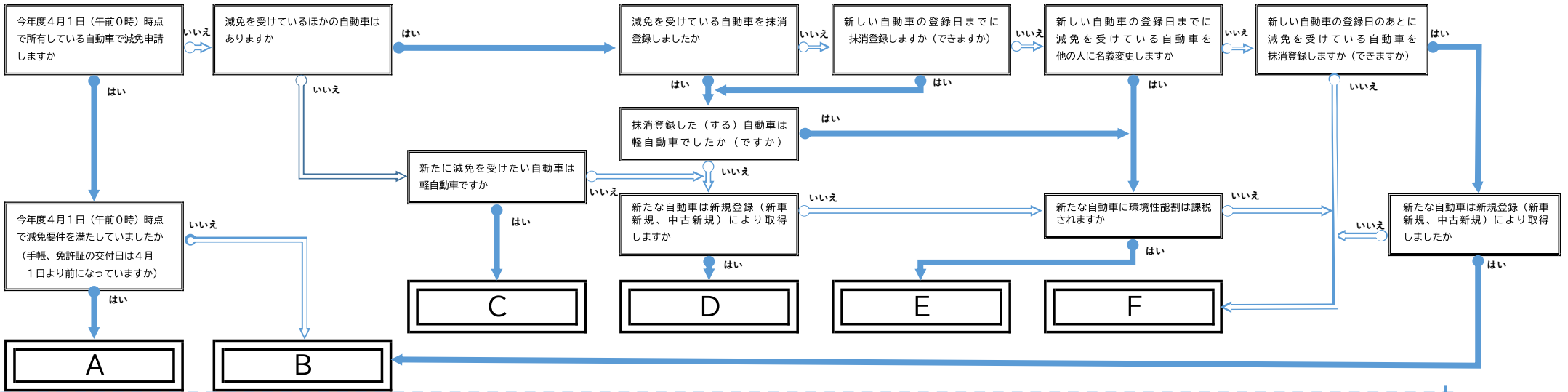


減免申請区分判定表

◎ 次に、減免申請できる自動車かどうかを確認します。

＝ 表の見方 ＝

・『はい』の場合 → 実線
 ・『いいえ』の場合 → 白抜き線



A. 自動車税〔種別割〕が減免となります。納期限（原則、毎年度5月31日）までの間に、最寄りの県税事務所まで申請してください。軽自動車税〔種別割〕については、お住まいの市町村税務担当課へ御連絡ください。

B. 減免申請書を提出した月の翌月分からの自動車税〔種別割〕が月割で減免になります。最寄りの県税事務所まで申請してください。

C. 軽自動車税〔環境性能割〕が課税される場合、自動車の登録日当日もしくは登録から30日以内（※）に申請いただくことで減免になります。最寄りの県税事務所まで申請してください。軽自動車税〔種別割〕については、お住まいの市町村税務担当課へ御連絡ください。

D. 自動車税〔種別割〕が減免となります。また、自動車税〔環境性能割〕も課税された場合は、新しい自動車の登録日までに減免を受けている自動車の抹消登録が完了していた場合のみ併せて減免となります。自動車の登録日当日もしくは登録から30日以内（※）に申請してください。

E. 自動車税〔環境性能割〕が減免となります。新しい自動車の登録日までに減免を受けている自動車を抹消登録または名義変更をしてください。自動車税〔種別割〕については、翌年度分の課税から対象となります。また、軽自動車税〔環境性能割〕が課税される場合、申請いただくことで減免になります。いずれも、自動車の登録日当日もしくは登録から30日以内（※）に申請してください。軽自動車税〔種別割〕については、お住まいの市町村税務担当課へ御連絡ください。

F. 今年度は減免が適用されません。今年度中に減免申請できない方については、翌年度4月1日から納期限（原則、毎年度5月31日）までの間に自動車税〔種別割〕に係る申請をしてください。加えて、翌年度4月1日から納期限までの申請期間中は、減免適用を受ける自動車を変更することもできます。

注）※車両登録日に減免要件を満たしている場合は、登録日から30日以内に申請があれば、登録日に申請があったものとみなして減免を決定します。

○ 当該表中から判断できない場合や車検証の住所が現住所と違う場合は、別途、最寄りの県税事務所へ御連絡・御相談いただきますようお願いいたします。

